

第九十二号議案

江戸川区立船堀小学校改築工事（その二）請負契約

右の議案を提出する。

平成二十五年十二月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立船堀小学校改築工事（その二）請負契約
左記のとおり請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 江戸川区立船堀小学校改築工事（その二）

二 契約の方法 随意契約

三 契約の金額 金十億七千七百八十四万円

四 契約の相手方 江戸川区南葛西六丁目八番一四号

株式会社トヨタ工業

代表取締役 豊田 昭 朗

（説明）

江戸川区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十一年四月江戸川区条例第十三号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

工 事 概 要

一 件 名 江戸川区立船堀小学校改築工事(その二)

二 位 置 江戸川区船堀二丁目二番二二号

三 構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造四階建て

四 工 事 規 模

地上一階 三、一〇七・一二平方メートル

特別支援学級三、家庭科室、音楽室、楽器庫、多目的室、特別支援多目的室、ランチルーム、すくすくスクール、校長室、校務センター、保健室、給食室、事務室、主事室、放送室、印刷室、会議室、教育相談室二、学校応援団ルーム、職員更衣室二、男女手洗所三、多目的手洗所、倉庫六

地上二階 二、八五五・〇三平方メートル

普通教室八、理科室、生活科室、メディアセンター(図書室及びパソコン室)、児童更衣室二、絵本コーナー、屋内運動場、用具庫二、プール、更衣室二、器具庫、男女手洗所三、車椅子手洗所

地上三階 一、六八六・六九平方メートル

六	工	外構工事	契約の翌日から平成二十六年五月三十日まで	一式
		屋上緑化工事		一式
		サイン工事		一式
		昇降設備工事	二人乗用	一基
		建築工事		一式
	五	工事範囲	延べ床面積	八、九六八・七二平方メートル
			階段室	三七・九三平方メートル
		屋上階	車椅子手洗所	普通教室八、図工室、特別活動室、少人数学習室、学年活動室、男女手洗所二、防災倉庫二
			地上四階	一、二八一・九五平方メートル